

第4回鎌倉市共生社会推進検討委員会会議録

日 時	平成 30 年 11 月 5 日 18 時 15 分～21 時
場 所	鎌倉市役所 第 4 分庁舎 822 会議室
出席者	【委員】 池田委員、石川委員、石崎委員、菊谷委員、木山委員、小泉委員、 國分委員、榊原委員、椎名委員、鈴木委員、星山副会長、吉井委員 【事務局】 田中（健康福祉部次長兼障害福祉課担当課長）、菊池・中野（高齢者 いきいき課担当課長）、鷺尾・内藤（地域共生課担当課長）、権守（生 活福祉課）、佐々木（地域共生課）
傍聴	5 名

【委員会内容】

1 開会

事務連絡（事務局）

2 臨時委員の委嘱について

- (1) 池田真委員の委嘱
- (2) 委員あいさつ

3 議事 「（仮称）かまくら共生条例について」

- (1) 傍聴についての承認、傍聴者入室
- (2) これまでの議論と庁内意見について（事務局）
- (3) 意見交換
別紙のとおり

4 閉会

事務連絡（事務局）

【意見交換内容】

鈴木会長：今までの我々の意見も含めて、骨子のような形にまとめてもらったが、事務局からの説明に対して、質問などあるか。

菊谷委員：資料2の前文について、事前に送られてきた資料では「少くらしい人と違っていても」となっていたが、「違う個性を持っていても」に修正されており、こちらの表現の方がよい。

事務局（内藤）：こちらでも違和感があり、修正したが、まだ粗いものであるなので、本日併せて意見をいただきたい。

石川委員：資料2の7・8であるが、前回までは、基本的施策を4つのカテゴリで議論を進めてきたが、今回の資料では、大分内容が変わっており、「7 共生社会実現のための基本的施策」と「8 社会的障壁解消のための基本的施策」に分けた意味を知りたい。

事務局（内藤）：委員会の間に、教育委員や庁内などからの意見聴取をしたが、この条例が障害者のための条例に見えるとか、共生社会の実現のために障壁をとることも大事だが、その手前で、共生社会はこういうもので、困っていても困っていなくても目指していかなければいけない社会としてあるのではないかというような意見があった。そもそも共生社会のあるべき姿とはどういう姿なのか、さらに、共生社会に至るまでに障壁を感じる人がいればその障壁を市が施策として取り除いていきたいという2本立てで、構成を大きく変えた。

石川委員：8の基本的施策は、障害者だけでなく市民全体が抱えている色々な問題の解消を考えてきた今までの文案と同じだとは思いますが、条を分けて社会的障壁の解消を明確に抽出したことで、障害者のみに対象を絞ってしまったようにも見えて、違和感がある。今までどおり、4つの障壁に対して幅広く対応する方がよいのではないか。

事務局（内藤）：障害者のための条例に見えるというのは、あくまでも一意見であり、条例としては、幅広く対応するものにしたいということを変えていない。どのような困難でも、障壁を解消しようという施策としている。

國分委員：共生社会とは何かを議論しなければいけない。私は、共生社会は現にあるものだと思う。皆さん一人では生きていない。必ず人が何かやってくれているから生きている。これは当たり前のことで、ここに来るためにもバスなりを使っていて、運転手もいるし、ガソリンも使っているし、グローバルな広い社会で生きている。こういった社会的な支援があるから我々は生きている。今議論しているのは、共生社会から弾き出されたか、共生社会に入っていけない人のことである。せっかく作ってある共生社会の利便性をうまく活用できないという意味で、困ったものだということが一点ある。もう一点、ポイントを障害者に絞るとか、もう少し広くとかいう議論がある。私は、ポイントを絞ったほうが、今は分かりやすいと思う。なぜかという、障害があつて大変な思いをしている人が社会参加できるということは、実は、他の人も社会参加できているということで、一種のリトマス試験紙のようなものである。なので、障害者に対してできるのであれば、全体としてもできていると言えらると思う。それを全部盛り込もうとすると大変なことになるので、そういう

視点が必要だと思う。もう1つは、ここをやるということは、世の中は間違いなく良くなっていく。例えば、駅にエレベーターがある。我々は20年くらい前からずっと設置のための運動をしていて、そのときには他の人の理解は得られなかったが、交通バリアフリー法ができてエレベーターが設置された。そうすると、ベビーカーを引いた母親、旅行に行く人、高齢者、ちょっと疲れた人などがみんな利用できるようになった。このポジティブな変化を引っ張っていったのは、障害者である。今は、皆さんもそれを自由に使っている。共生社会のことを考えたときに、そこに焦点を当てると、広がっていく。また、発達障害についても同様に、発達障害を理解してくださいという言い方もあるが、実は、発達障害の人との接し方を理解すると、学校教育の中で、いじめ、不登校、自殺などの不安を抱えた他の生徒への接し方も変わってくる。だから、障害者に焦点を当ててほしい。普通級の先生が発達障害について学んでも、普通級の生徒に対する接し方が変わってくる。また、仕事をしている中で、部下の働きぶりの悪さをどうこう言う上司もいるが、発達障害の人の対応の仕方を学んだら、とても参考になったと言われた。この知識を持っている、持っていないでまったく接し方が違う。だから、ここに焦点を当てればいいのか。間違いなく先生の生徒に対する接し方が変わる。これを、自殺対策だと言ってやると、話がまとまらない。なぜかと言うと、具体的な接し方が分からないからである。ところが、発達障害の人の勉強をしているとそこが分かる。例えば、子育てに悩みがあるお母さんに、発達障害という言葉を使わずに対応の内容を説明したとすると、お母さんにとって示唆に富んだことをたくさん伝えられる。障害者にとってできていれば、全体にできているということが推定できるのである。共生社会が実現できている、できていないの一種のリトマス試験紙になる。資料の中で、障害者から外された人はどうするかという話があるが、ここができていれば、間違いなく「外された人」がいなくなる。ポイントを絞らないと共生社会は難しい。色々な視点で言ってもできないから、ポイントを絞ってやればいいのかと思う。資料に庁内意見が色々載っているが、「生きづらさ」という表現があった中で、保育園を作る一方で、高齢者が、子どもが騒いでうるさいと思う。この人にとって、それは生きづらいことである。庁内意見で気をつけて欲しいとあるのは、市が近隣の同意をとるときに、共生条例にこう書いてあると言われたら困るからで、このような意見は非常によく分かる。言葉遣いのこともあるので、もう少し時間がほしい。こういう言葉遣いをすると、地域に出たときにこういう誤解をされて、できていないとか、おかしいとか意見がくるかもしれない。趣旨と違ったことで言われても困る。この条例が地域に出たときに、どういう捉え方をされるのかということを考えて言葉に悩んでいる。いくつか悩ましい言葉も出ている。

木山委員:資料2の前文の「いまは困っていないあなたも、いつか困る日がくるかもしれません。」は、当事者意識を持たせるための文だとは思いますが、脅しのように感じる。脳の仕組み的にも、「困る」ということを無意識に脳内で強調されてしまう可能性も大きいので、この文章はいらないのではないか。この前の部分でも、同趣旨のことは含まれていると思う。また、8-(3)-アの「個に応じた」は、範囲を広げることは分かるが、どれ位困っている人に「個

で対応できるのか難しい。ものすごくボリュームが大きくなりすぎるのではないか。実際「個」が正式な条例などで使われるのか調べたら、あまり使われていなかった。9の災害等への対応については、まだ場面が絞られるので分かるが、生活環境の整備は難しいのではないか。あともう一点が、資料2の8(1)の説明のところで、「様々な身体や心の特性や考え方を持っている全ての人が」が引っかかるので、「様々な個性を持っている全ての人が」などに直した方がいいと思う。

鈴木会長：質問や意見も含めて出ているが、他にどうか。

榑原委員：新しい資料で、基本的施策が随分変わっていて違和感がある。そもそも共生社会を作っていく上でベースとなる考え方があったが、バリアフリー法のようになったように見える。なぜこのようになったのか、もう少し説明がほしい。リセットされてしまったように思う。障壁という言葉がたくさん出ていて、物理的なバリアの解消を目指す条例のような見え方がする。もう1つ気になっているのが、最初の委員会で、市民が運用できるようにと議論されていたと思うが、新しい案には、「市は」という言葉が多くあって、変わってしまったように感じる。

鈴木会長：事務局からの説明もあったが、私の理解では、過去の意見の積み上げで形式は変わっているが、基本的な考え方は変わっていない。8の障壁の解消は、前から出ている話である。最初の委員会で話した4つのバリアの解消は、現在も残っている。今までの委員会の流れで、障壁を解消していくという話をしてきたが、それだけでいいのかという意見や、そうではなくもっと前向きなものをという議論を踏まえて、このように提示したとのことである。その意味では、違ったものが提示されているわけではない。別の議論で、形式が悪いのではないかという話もあると思う。また、「市」の主体の話は、基本理念や施策はそのようになっているが、5・6で、市の責務はこう、市民・事業者の役割はこうという作りこみにはなっている。この資料の見方が行政的で見づらいということがあるかもしれないが、中身としては、変わっていない。

榑原委員：直接的な表現で言うと、基本理念が前回まで4つの柱であったが、ここには、「障壁」という言葉も入っていないし、主体も「市は」という表現でなく、「市民は」となっている。今回特に4の基本理念(3)で、「市は」という表現になっており、これを見ると、当事者は、市が何かしてくれると思ってしまい、受け身になってしまう。

鈴木会長：私の理解では、委員会での榑原委員の発言によって、内容を事務局が変更しているという理解である。「市は」という表現を市民側の権利規定とするために、表現が変わってきている。

榑原委員：だとすると、私の意見は、この表現では表れていない。市民が活動できるような表現になると思っていた。しかし、新しく示されたものを読むと「市は」となっていたので、これは市がやる条例だと読める。気持ちはありがたいが、うまく読めないのは、そのようなところがあると思う。前回からどう変えたのか、差分をもう少しクリアに知りたい。汲んでいただいた結果こうなったのであれば、こうだからこうという説明がほしい。

事務局（内藤）：4基本理念の(3)は、基本的施策につなげるために、このような表現にした。

星山委員：資料1の6ページ目に庁内の意見のまとめがあり、その4番目に、社会的な障壁を取り除く主体をはっきりさせてほしい、市民にやらせる条例もどうなのかという意見があったので、こうしたのではないか。この部分の説明がなかったので、ここを説明すればよいのではないか。

椎名委員：今の話と私の中では関連しているが、要は、前文・目的・基本理念があって、この3つの関係性をもう少し整理して説明してもらえると、認識がクリアになるのではないか。抽象論としては、共生社会を実現するという目的があって、社会的障壁を取り除くということは手段論で、共生社会を実現するための手段に変えたということが今回の説明だったと思うが、具体的に文言上どう変えたのか説明がもらえればよいのではないか。それぞれの規定がどういう役割を持っていて、やろうとしていることをどういう風に文言に盛り込んだのか、もう少し説明がもらえれば認識が共有できるのではないか。

石川委員：今の話とも関係するが、もともと4つの施策をベースに考えてきて、庁内の意見を聞くなどして変えたとのことだが、7・8の関係性を見ると、基本的施策のかなりの部分が、ちょっと落ちて、残った部分が上がって、理念に近くなったように感じる。だから、7と8に違和感を感じていた。本来の施策を2つに分けて、理念に近いところだけ取り上げて7にして、より具体的な施策が8になったように見える。なので、先ほどどうして分けたのかお聞きした。

事務局（鷲尾）：今の質問は、椎名委員のおっしゃるとおりである。もともと4つの社会的障壁を取り除くという形でやってきたが、色々な人に話を聞いていて、この条例は、社会的障壁がある人だけのものであって、今困難にぶつかっていない人からすると、自分の条例という感じがしないという意見があった。むしろ、共生社会とはこういうもので、共生社会をみんなで作るという論点で、自分も参加できるようなものなのだから、まず、「共生社会を作ろう」という点を出していくと、みんな自分の条例と思えるので、入っていけるのではということだった。ただし、共生社会を作っていくに当たって、当然困難に直面している人などはなかなか入って来られないので、その困難を取り除くということは、今までの議論のとおり、市の責務であり、市民・事業者と共に、取り除いていこうとしており、これは、今までのとおりである。椎名委員のおっしゃるとおり、理念的なところをまず打ち出して、それに対してやらなければいけないことを、社会的障壁を取り除くという形で2段構成にした方がよいと思った。目的の部分は、こういう社会を目指すという1本にして、基本理念は3本、検討の過程では、2本にしていたが、(1)と(2)でこういう社会を作っていく、社会的障壁を解消するのは、(3)で見るという構成であると考えていて、基本的施策は、基本理念(1)・(2)が7で見るところ、理念的な社会を作っていこうという部分であり、基本理念(3)の社会的障壁を取る部分は8でという落とし込みをしたつもりである。前文に関しては、前文がなくても通用する条例にしたいと基本的には思っていて、目的以降で成立するとは思っているが、条文の中で書ききれない気持ちとか、思いのようなものについて、

これだけはいれたいというものがあれば前文に入れたいと思う。この前文は、障壁をとるという視点にまだ寄っている気もするが、先ほど説明したとおり、条文を読んでいくと、まだ読み取れないのではないかとことや、きちんと伝えたいものがあれば、前文の要素としての意見をいただければありがたい。経緯としては、以上である。8について、文言の整理をしたので、より具体的に見えるかもしれないが、我々としては、変えたつもりはない。7の部分新しく入れ込んだというのが、経緯としては、正確な伝え方である。

鈴木会長：事務局からの説明があったが、いかがか。

國分委員：事務局の説明も分かるし、榊原委員の意見も分かって、どう整理するかということになる。なので、最初から言っているように、時間がほしいと思う。金曜日資料が来て、土日で意見を出すのもなかなか厳しい。どういう要素を入れて「共生社会」にしていくかということも悩ましい。趣旨は読めば分かるが、最初に言っていたことがなくなったわけではなくて、会長が言ったように、間違いなく引き継いでいる。ただ構成などが変わっているので、ちょっと違和感があるということになるだろうが、精神は引き継いでいるということとはよく分かる。文言などは、時間をもらって提案したい。構成を変えたことで今まで使っていた文言をそのまま使うかということも出てくる。

鈴木会長：それも含めて、ここで意見出してもらおうという形でどうか。

國分委員：それは構わない。

鈴木会長：私なりの解釈もあるが、皆さんの中でも、ここが分かりづらいから直した方がいいのではないとか、そういったことを踏まえて意見はあるか。積み上げてきたものの形はあるが、戻した方がいいという先ほどの話もあるし、椎名委員からの発言があったように、構成の点で言うと、こっちに上げたり下げたりということもあるかもしれない。

吉井委員：資料1の庁内意見で驚いたのが、障壁を除くということに主眼を置いている方がかなりいたことである。本来は順番が逆な気もして、条例の基本理念があって、社会的障壁を取り除くということが、庁内の方に伝わっていない。障壁を取り除くことが条例の目的だとか、障壁を取り除けば共生社会が実現するのかなとか、その点に眼が行っているように思う。石川委員が言ったように、もともと4つの障壁から始まっているので、そういう嫌いはあるが、このような意見を聞くと、4つの障壁をクリアすれば、共生社会実現だと誤解されるようなことも本意ではない。共生社会実現のための1つの方法論であるから、まず、共生社会はどのようなものであるかを、耳にタコができるくらい言っていく方が条例としては良いのではないか。どう実現するかは、スローガンだけではなく4つの障壁の解消を入れたが、むしろ条例が障壁を除くという目的になっているような捉え方を職員がしているので、職員がそう捉えるということは、一般の人も4つの障壁をなくす条例だと思うのではないか。そうなると、目的を踏み越えているような印象を持った。資料2の前文のところに「違いゆえの社会的な困難」とあるが、4基本理念の(3)の「困難」は、前文の「個性の違いから発生する社会的な困難」と同意義なのか、ここがはっきりしないと、困難を抱えた人全員を対象にするのかという意見もあったので、この部分も、「自分のやり方の選択の

失敗による困難」とかでなくて、「個性の違いから発生する社会的な困難」など明示しないと、困難と思っている人はたくさんいると思う。社会的な困難はどのようなものか、私もあるという主張がたくさんあり、皆さん困るのではないか。共生条例で言う困難は何か、個性がそれぞれ違うことからの社会的な困難・差別なのかなど、ここをもう少し噛み砕いていかないと、突然「社会的困難」と言われても、私も経済的に逼迫しているから困難だという主張などどこまで含むのか。このような意見が出てくるといことは、「社会的困難」の定義がきちんと伝わっていないのではないか。

榊原委員：前回までの話で、「安心」が一つのキーワードだった。定義の部分で「共生社会」が抜けて、社会的障壁の話になってしまった。安心という共生社会の定義が抜けているのは違和感があって、障害者が一番障壁として感じることは、本人ができないこととか、家族のあきらめとか不安とか、そういうものが本質的な障壁であって、それは、安心できることで解消される。バリアフリービーチなどでも現れるが、バリアはそこら中にある。それは、安心できればバリアフリーになる。みんなが安心になれば共生社会であると思う。「安心」というキーワードが急に抜けたことに違和感がある。以前は、理念にも入っていたように思うが、目的のところだけになってしまった。皆さんがおっしゃったように、障壁をとれたら安心できるかと言ったら、それはない。そもそも安心できないと障壁はとれない。なので、あるべき文言であると思う。

小泉委員：吉井委員の意見に賛成で、庁内意見を読んで、私もかなりの部分賛同できる。ずっとこの委員会に参加している中で、ありのまま生きていくという視点がどんどん抜け落ちていく気がしていたが、そもそも共生社会は、それぞれみんなあって、誰もがありのままそれをお互い理解し合おうという社会だと思う。一方で、方法論的な部分がどんどん深くなって行って、どれも正しいが、みんなが当事者になれないというのは、根本的に専門的な言葉が出すぎなのではないかと思う。なので、庁内の指摘に賛同する。資料1の6・7ページあたりを振り返って、根本的に誰もが理解できる共生社会ってなんだろうということ添えていただきたい。

鈴木会長：どこかに含めるとしたら、どのあたりがよいか。

小泉委員：前文がいいと思う。社会的障壁や困難といった言葉が出てくるのに対して、全否定はしないが、全ての人が「共生」という言葉に出会うときに、障害とか障壁に直面せざるを得ないという感じに作りすぎたのではないか。前文はとても重要な役割で、共生社会は、みんながありのまま生きていていいという社会だという理念が大事で、そこから、障壁がある場合に派生すると思う。

椎名委員：せっかくいらしていただいたので、ここで池田委員の意見を聞きたい。

池田委員：前文は重要で、特に、私のように年齢も低く、条例などにも関わらなくていいと思っているような人が多い世代にとって、入りの前文は、条例を見るときにまず目にする。そこで、障害者のための障壁とるための条例であれば、見なくていい、自分には関係ないという印象を持ちやすいと思う。先ほどおっしゃっていた「安心」とか、「社会的困難」とは何

かということをも噛み砕いて、前文を魅力あるものにしてもらえればうれしい。具体的には、1・2段落目の表現に少し違和感があって、年齢とか性別とかでなく、一人一人違うのだから、ということもスッと行った方が、当事者意識につながりやすいと思う。「違いゆえの社会的な困難」というのもしっくりこなくて、私の場合には、社会的困難を感じる時はどんなときかということ、世の中のマジョリティが前提とされて作られていることに対して、自分は想定されていないものだと感じたときに、社会的困難を感じる。このあたりも言葉をもう少し噛み砕けたらいい。

鈴木会長：他に、もう少しこうしたらということなどあればお願いしたい。特に、私たちが条文を作るというものではないと思うので、基本的な考え方とか、形とか言葉遣いというところでどうか。

椎名委員：先ほどの小泉委員の意見は、本質のような気がして、言われてみると段々技術論というか政策論というか、解決方法論のようになっていくような気は確かにする。社会的障壁が何か、合理的配慮は何かということであらためて振り返ると、人々がありのまま暮らしているとぶつかる何かが社会的障壁で、それを取り除くために何らかの配慮をして、最終的にありのままにいきましょうという話である。確かに、「ありのままにいられる」という本質的なところに、もう少しフォーカスしてもよい気はした。まさに、多種多様な個性をもった人がありのままにいられるために、できる範囲のことをする。みんながぶつかることもあるけれども、解決をしていくということが共生社会だと思う。そういう趣旨がもう少し明確化されるとよい。その中で、金銭的な困難や、その他困難について庁内意見でもあったが、家の近所に保育園ができるとうるさいから困るといような話も、昨今青山あたりで児童相談所を作ろうとしたら、周りから批判が出たといようなこともあり、そのような話はどうしても出てくると思う。そういうときの利益考慮の判断となる基準をこの条例が作ればよいのではないか。利益考慮は、市が施策をするときに必ずやらなければいけないことで、どちらよりにどういう判断をしていくかという解釈基準になり得るような条例になればいいと思う。本質的には、ひとり親の母親や、働きながら子育てしていく母親に寄った利益考慮をせざるを得ないし、保育園を作る側に立たなければいけなくなるような気がするが、それが、共生条例上肯定されると解釈できるような条例であればよいのではないか。それを踏まえて、もう1回、目的規定、理念規定、基本的施策規定をもめばよいのではないか。

小泉委員：前文を読んでいて、ある意味全ての文章が引っかかったが、私の専門で言うと、子どもの権利条約や人権宣言のようなものが参考になるべきだと思う。文章の一つ一つに違和感があるのは、障壁とか社会的な困難といところを前面に出し過ぎていて、ありのままの人権といところを掘り所としていない、見えないところがしっくりこないと理由だと思う。

鈴木会長：子どもの権利条約や人権宣言で入っているようなものが、ここには入っていないといことか。

小泉委員：池田委員もおっしゃっていたが、最初のところに「乳幼児から高齢者まで、性別などに関わらず」など書いてあるが、ナチュラルに、一人一人が個性を持った存在だとか、もっとシンプルに書ける気がする。尊重されなければいけないとか、そういう文言になると思う。

鈴木会長：皆さんイメージしているのは、小泉委員が言っているようなことではないか。

榊原委員：私は、臨床をしているので、WHOの健康の定義で、身体的・精神的・社会的に満足した状態であることを健康であるとしていて、それは主観的なものであり、誰かが決めるものではない。障害とか障壁は、本人がそう思わなければ障害でないのであって、本人が感じるからバリアと言っているのであって、この定義もうまく使えばよいと思う。

國分委員：前文は、皆さんがおっしゃったようなことを書けばよいと思うが、条例なので、条例で終わらせたら意味がないということで議論を進めてきたように思う。一番最初にこの条例は、理念条例なのかということを知ったら、どうするかをこの委員会で提案してもよいということと言われたと思う。理念条例であれば、今の話だけで押し通せばよいが、せっかく市が条例を作るのだから、何らかの形で実現に近づけていかなければならない。この視点がないと、本当の理念条例で終わってしまう。それは、私が一番恐れていることである。理念から、私たちがやるのがすぐに読み取れるか。一番困るのは「安心」という言葉で、これは定義できない。「安全」は、ある程度の基準があって、これ以上だとダメという基準があるが、「安心」は、本人がそう思えるかどうかなので、基準がない。この「安心」を議論し始めると、結論が出ない。共通した「安心」などあるわけがない。理念条例の前文で書くのはかまわないが、条文本文でどうするかということで、施策について議論してきた。4つのバリアをなくしたわけではなく、立て付けを二つにしたので、色々なものの整合性をとるのに、時間がかかる。今までの議論を踏襲していることは、踏襲しているが、これでいいのかという議論を始めると1回目に戻ってしまう。第1回目で時間をかけなければいけなかったところを、短時間で終わらせてしまったので、議論が行ったり来たりする。これは仕方ない。今となっては、行ったり来たりしながらどこかに収斂する方法があるのかと思っている。

鈴木会長：委員会として、前文を作るのかという意見はあると思うが、小泉委員が言うようなありのままのということは入れた方がいいということと、國分委員が言うように、この条例は、理念だけ入れるのではないということ、これは、委員会での総意なので、前文という形でなくて、それ以降で入れていくという話である。そこで、中身をどうするかということだが、ありのままでいいという庁内の意見や、ありのままがなくなってきたという委員の意見もあるが、基本的施策を7・8に分けたことは、私も確かに違和感がある。ただし、これを今までの委員会の流れの中で理解すると、8の障壁をなくそうという議論が始まっていて、今回の資料にも引き継がれていると思うが、小泉委員の言うありのままでいるための施策が7だとすると、基本理念の流れからもきていて、(1)が個人の尊重、(2)が参画の機会の確保、(3)が支え合いというところとリンクはしている風には読める。一方8は、マ

イナスの除去というか、ありのままで自分を肯定してもらう、全員が当事者だと7では言っているが、解消しない限りはありのままでいられないというところでは、8では、差別解消とか、色々なものを除去しなければいけないという立て付けになっている。憲法13条で個人を尊重しようという包括的な規定が7にあって、幸福追求だけでなく、知る権利とか、具体的に実現するためのものを入れ込んでいる。障壁を除去していくことで、ありのままに持っていく、だから教育とか情報とか環境を変えていく、という文脈の中だと7・8の理解ができるのでは、と整理したがどうか。

國分委員：私も今までの流れを見てそう理解したが、このまとめ方が分かりづらいという点があるかもしれないので、考えなければいけないと思っている。

鈴木会長：皆さんが違和感をもっていることは、委員会の総意にならないし、庁内に出たりとか、議会に出たときに、余計分かりづらいという話になると思うので、分かりやすくするために提案があれば、残りの時間で伺いたい。

石川委員：2つに分けた意味は分かるし、反対もしないが、読んでみると、7と8は一部重複していたり、一部は7のより具体的なものが8にあって、入り組んでいる。基本的施策と言いながら一部は基本的ではなくて、一部は具体的、一部はより理念に近いなど混ざっているので、もう少し整理すればよいと思う。2つに分けることが反対なわけではない。具体的にと基本的が整理されていないようには思う。

國分委員：私も石川委員の言うように思うが、文脈として分けたことは分かる。今一言のところですぐ入ってこない。そこは変えていかなければいけない。7・8の2つがあるということはいい。

榊原委員：私は分けない方がいいと思う。障壁をとるために相互の理解をするのではないと思う。お互いを知ることは、障壁をとることが目的ではなくて、そこにはもともとバリアはないかもしれないが、これから生まれるバリアになりそうなものをなくしていく予防の意味も含まれるように思う。そうすると、障壁解消のための市民間のネットワークを作っていくことと、共生社会をつくるために市民間のネットワークを作るということは、包括的な施策と手段的な施策が混ざっているように思う。分けるよりも、以前までの4つの段階の方が落とし込みも分かりやすかった。

鈴木会長：皆さんがおっしゃるのは、7を基本的施策で8を具体的施策にすると分かりやすくなるのか、そういうわけでもないのか。「除去」をどう位置付けるかということは、ずっと議論していても、正解があるわけではないし、どこでも位置付けられるが、8を全部除くのかというと、そういう話でもない。「除去」だけに集中するのは違うということは、皆さんおっしゃっていることで、共通はしている。

小泉委員：共生社会は、障壁があること前提でなく、「解消」ではないと思う。そもそも、差別意識みたいなものをつくらないことが共生社会なので、解消という言葉は合わない。スウェーデンとか、絵本なんかで読むが、そもそも障害は1つの個性であって、みんなですべて受け入れていくという社会作りを「共生」と言い、「解消」とは違う方向性だと思う。

木山委員：私もそう思う。「解消」という言葉もしっくりこない。

鈴木会長：差別解消法があるが、それとの関係性はどうか。

小泉委員：そもそも共生はみんなで作り上げていくもので、解消するものではない。

榊原委員：どんどん差別解消法の方向性になっている気がする。

池田委員：共生社会を作ることが一番の目的にあって、手段としての社会的障壁の解消で、7・8が結構飛んでいると思う。また、個性の違いを受け入れていきましょうということについては、私は、日々の生活の中でマジョリティを前提として考えられているものに障壁を感じる時があるので、その解消と聞いても特に違和感はない。

國分委員：皆さんの意見を聞いていて、さっきから言っているように、文言は考えさせてほしい。文言をどういう風にしたらいいのかも考えたいし、共生社会は作るのではなく、我々は、作られた共生社会に入っていかなければならないと思っている。

小泉委員：共生社会はみんなで作られているものではないか。

國分委員：みんなで作り上げてきているものである。さっきから言っているように、共生社会でなければ皆さんこの会場に来られていない。歩いて来たとしても靴は自分で作っていない。他の人が作ってくれている。共生はそういうもので作り上げられてきている。人は、自分一人では生きていけないということが基本で、他力本願である。共生社会の中に入って、共生社会の利便性を受けられていないから、困っている。個性を色々言っても、その中で生きていっている。今さら個性も何もない。みんな違うということは今更言っても仕方がない。マジョリティの話でも、その中に入っていけないものがあるということである。みんな意見が違うので、よっぽど議論しなければいけない。それを固めないうちにどんどん進んでいるから、もう1回戻って話をしている。

小泉委員：私は、人権の話からスタートするものだと思う。共生論を今言う意味は分かるが、共生社会という我々が取り扱う問題は、それぞれみんなあっていいという社会作りをどうやるかということである。どう条例を決めていくかという話だったと思う。

國分委員：それはそれでいい。目指すべき共生が何かと言ったときに、色々な意見があるのはいいと思う。

小泉委員：色々と言っても人権の中での色々だと思う。

星山委員：池田委員のおっしゃっていた中で、マジョリティとマイノリティという単語が出たが、私は良く使う。色々な人がいて、一人一人違ってよくて、多様性は尊重すべきだという理念に誰も反対しないが、実際には差別がある。そのときのキーワードが何かを考えると、少数派であることの理解されにくさではないかと思っている。ここの前文にその言葉が出ていなくてどう言えばよいか難しいと思っており、色々な条件のマジョリティがあるので何とも言えないが、ある条件の中でマジョリティになった人が、マイノリティの生きにくさや息苦しさを理解することが大事だと説明してきたように思う。前文を読んだときに、このことを説明するのはとても難しいが、みんな違ってみんないいだけでは、核心をつけない何かが存在する。

國分委員：言っていることは非常に美しいが、これで何ができるかという、何もできないということになる可能性がある。だから、星山委員の意見は現実にはそうだろうと思う。

星山委員：前文には入れられないが、私が説明するときは、「生物学的要因」という言葉を使って、「社会的要因」の方に障壁があると言っている。それが「社会的障壁」で、それには4つあって、そこからスタートするというところにこの委員会ではなっていた。しかし、実際にここに集まっている人は、それについて日々考えている人だが、そうではない人に、いきなりそこから入って伝わるかというとなかなか難しいかもしれない。

鈴木会長：前文の位置付けというか、法的にはなくてもいいというところで、本文では入らないようなものを前に入れておく、通常の法務的なことから言うと、条例を作るに至った経緯だとかは、条文に入れ込むものではないので、前文で入れるという意見が多い。そこで、みんなに関心を持ってもらう言葉は何か、ここで一日で結論が出ることもないが、議論をしたところである。意見が出たもの以外でいくつかあるとすると、誰でも社会的障壁にぶつかる可能性があるというものがあつた。「私は違う」と言う人に対して、私たちはみんな高齢者になって、誰かの世話にならずに死ぬわけではないので、発達段階からすれば、誰でも弱者になり得る。そういうことからしても共生社会とは何かを訴えることは必要だろう。この点からもみんなに訴えることができると問題提起だけしたい。また、第三者、加害者でも被害者でもない人、周りの人は関係ないままで何もなくていいのかという議論もある。同じ社会を構成する人間としては、やはり関わっていくことが何かしら必要なのではないかということはどう伝えていくか。今までの議論の中でも、鎌倉市の場合は、独立で色々な活動をしている人がいて、だからこそ主体的に関わっていくことができるのではないか。市民の役割はいらぬのではないかという議論もしてきたが、そうではなく、市民は、第三者、傍観者の立場ではなくて、積極的に考えていく主体であるということだった。みんなでそういう社会を作っていくということにもつながると思う。この委員会では、「みんなで」ということをどこかで入れなければいけないというのが全体の総意である。前文の中にこのようなことが盛り込まれる必要があるのかと思う。高齢者とか、障害者とか、LGBTとか列記する方法もあると思うが、皆さんの意見だとそれとも違うのではないか。例示を入れる話ではなくて、違う形でみんなに関心を持ってもらえるようなことではないか。

榊原委員：第3回では、用語の定義の中で共生社会の説明があり、「全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、安心して暮らし、過ごすことのできる社会」とあり、そこで「全ての市民」と「何らかの困難に直面している市民」ということもあり、そこに障壁と困難と共生社会の位置付けが書かれていた。今回定義からなくなっており、社会的障壁からはじまって、共生社会がなくなっている。そこでおかしいという話になっていると思うが、私は、正直用語の定義に欲しい言葉だと思う。ここが軸になった上でこの条例があるのではないか。その中で困難や障壁をとるという言葉もあるので、定義のところで膨らますのはどうかと思うが、規定すれば読めるのではないか。

事務局（鷲尾）：定義は、前回から確かに抜いた。これは、資料2の2目的のところまで定義しているので、重複したためである。

鈴木会長：共生社会を定義で入れるのか、目的で入れるのかはあるが、現在はこのように定義されている。

事務局（内藤）：榑原委員の話は、前回定義のところ、前回障壁を除いてできあがる社会だということがきちんと書かれていた、という意見だったと思うが、本検討委員会以外で様々な意見を聞く中で、障壁をとったら果たしてそれで共生社会になるのか、ということに引っかけかきを感じた。共生社会があっても、共生社会の土俵にあげられない人たちがいて、はじめてそこで社会的障壁が出てくるのではないかと、そのように考えて今回の案で提案した。

國分委員：「あつて」とは何か。ここが問題である。

榑原委員：そのように考えると、分かりにくくなってしまう。

鈴木会長：皆さんの言う共生社会は統一されない。目指すものを合わせることも、ある意味「共生」ではなくなってしまうようにも思う。法文の作りこみの問題は、7・8がいいとは思っていないが、そんなにおかしな話ではなく、憲法13条の幸福追求はまさに共生社会を目指しており、次の14条の平等権で差別を禁止している。7・8の作りこみは、憲法でもある。鎌倉に落とし込んだときに、もう少し具体的に考えてみると、7で包括的にこういうところを目指していく、8で差別はいけないという作りは、法的な形で作ってきた人間からすると、そんなに違和感はない。ただ、中身で重なっているところが多くあるということもあるので、そこは直したいということが各委員の意見ではないか。

吉井委員：今の議論では、理念と具体的な施策がいつも押し合いをしているように感じて、悩みながらここまで盛り込んだ方がいいというような形できているように思うが、理念はもう理念でいいのではないかと。10計画等への反映の(2)の中で、例えば、「社会的困難の解消という施策に沿って行う事業の実施は、共生社会実現プロジェクト（仮名）等の立ち上げを行う」など、次につなげて、具体的なことは触れない。具体的な取組は、プロジェクトなどを立ち上げて、そこで定める旨を規定してはどうか。このままの議論では中途半端になってしまう。プロジェクトでどうするというのを規定し、条例は理念に集約して、前文を含めた美しい形でいいのではないかと。この議論を全部埋めこんでやると中途半端である。8もよくできているが、一般の人が見てもほとんど具体的なイメージがわきにくい。ITなど具体的なことも書かれている反面、抽象的なこともあり、書いている人のジレンマだとも思う。条例は、理念に集約したもので作ってしまっていて、具体的なものは次に作るという宣言をしてしまっているように思う。

國分委員：それで割り切れるのであれば苦労しない。時間が足りないと言っているが、このあたりを2月までに全部調整して作るのにはなかなか厳しい。今言った文言とかを読み込んでやっていると調整しなければならない色々な文言がある。それを一度やってみたらどうかと思っているが、それで時間がほしいと言っている。私の考えはこうだということを出す。

ただ、まだ頭の中でまとまっていはいない。

小泉委員：7・8の議論が煮詰まっている状態で、せつかくここまで作り上げたという状況は分かるが、違和感を感じるのは、この部分だけである。7は分かるが、8は社会的障壁解消のための基本的施策となっているが、これを共生社会実現のための具体的施策として、挙げていけばよくて、社会的障壁をあまり前面に出しすぎないで、例えば学校教育における意識の形成とかとても重要なことで、その下の情報についてもとても重要なことなので、そのあたりの文言をちょっと整理するだけで、すっきりすると思う。今までやってきたことも活きる。

榊原委員：障壁ではなく困難解消の方が読みやすいと思う。生きづらさや生活の困難という言葉であれば、分かりやすくなる。

吉井委員：小泉委員の意見に賛成である。その場合に基本理念に書かれている3項目の社会的障壁も併せて修正しないと、ここだけに出てくる言葉なので文言を変えて、整合性を図ればよいようにも思う。

鈴木会長：意見があったものに加えて8の(4)はレベル感的にどうか。入れる必要はあると思うが、ここに入るのかという話もある。

石川委員：社会的障壁をなくすという言葉を変えることは賛成である。ただし、具体的施策にすると、条例から少しはずれてきて、実行計画のようになってしまうのではないか。やはり、基本的施策にとどめて、その中身をもう少し整理しなければならない。整理した結果、一つにまとめるのが一番いいが、まとまりにくいのであれば分けてもいいと思う。しかし、具体的施策にまで落とすのは行き過ぎではないか。リストを作ってもらったが、あのようなところでやっていくものだと思う。

池田委員：小泉委員の言う言葉をシンプルにしていくことに賛成で、後は、初めてこの場に参加して単純に思ったのは、この条例でどこまで具体的な粒感に落とし込むのかは、大体の共通認識があるのか。今、言葉の選び方とか、大きい理念という話が多かったので、8の具体的な中身を見ていくとなったときに、この粒感の認識が違ったら、どうやって議論を進めていくのかと思った。

鈴木会長：その意見に関係しているとすると、言葉の面もあるが、資料2の10で、この条例は単なる理念条例ではなく、計画に反映させて実効性を持たせていくということは、委員会として議論して、こだわってきたところだと思う。どこまでの義務付けをするかということで、実際歩道を作るなどと規定する話ではないと思うが、最高法規の条例なので、そこにどう拘束をかけていくのかを書いていくということで話してきた。今の池田委員の話を引き継いで、どう実現させていくのか、この記載方法でよいのか、というところでもご意見いただきたい。庁内意見で出ているものを参照すると、財政上の措置は入れなくていいのではないかという意見があったりもして、それに対してこの委員会としてはどう考えるのかということも出していければと思う。

榊原委員：財政上の措置は入れるべきだと思う。いくらでもいい、少なくともいいと思うが、予

算をとるということは、共生社会に向けた取組をやるという実行力になるので、「努める」もどうかとは思いますが、できれば予算をとるため計画に盛り込んでおくのがよい。

権名委員：入れなくてもいいのは理屈上そうだと思う。財政上の措置を記載してもしなくても、効力としてあまり変わらないことは理解しており、役所の人から、書いてなくてもやるに決まっているという意見が出ることも分かるが、それをあえて入れることに意味がある。市民の意思としても委員会の意思としても、これをやる、お金をかけてやるということを、明示する。認識の上でそのくらい重いものにする、それ以上の意味はないと思う。

國分委員：あと、資料4の表は、まだ途中のものとのことだが、これが全部やりましたと出てくるのはいつか。

事務局（鷲尾）：途中というか条例自体ができていないので、我々の照会の仕方が、仮に条例がこの形でできたときに、その理念に沿った取組は何かという形で行った。条例ができた後に、条例に沿って何をやっていくかについては、再度聞いていかないといけない。

國分委員：私が心配していて、条例の後どうするかと言っているのは、物事の進め方としては正しいが、それとは別に組織を動かすという観点が一つある。2,000人の組織を動かすわけで、そのときに、できたからやるのではなく、できる前にやっておかないとまずい。これは、条例の作り込み方を言っているのではなくて、2,000人の組織を動かすときに、できたからどうかというやり方はうまくない。なぜなら、職員の意識がないまま条例ができたから各自やってくださいというのでは、組織は動かない。私が前から条例とは関係ないけれども必要だと言っているのは、組織を動かすという観点からである。現場で考える力を身につけることをやった組織とやっていない組織は、まったく違う。だから、前段階でやる組織にしてほしい。これは条例と関係なく絶対に必要である。どうしてかという、組織を動かさないといけないからである。この視点は絶対入れておかないといけない。

事務局（鷲尾）：おっしゃるとおりだと思っており、実際資料4でこれだけリストがあっても、職員が共生の考えを理解していないと、魂の入っていないリストになってしまう。そういう意味ではこの前市民向けの共生カフェをやったが、庁内向けのグループワークもやっていたかと思っている。それは、条例ができたからどうではなくて、今からできることだし、やらなければいけないものである。

國分委員：それならいいが、その中でもんでほしい。なぜこのことを言っているかという、組織を動かすという点があるが、私たちは、実際のところ共生条例で動くのではなくて、色々な課に行って動く。なので、このところがわかっていないとずれてしまうし、ずれるのは困る。各課おそろくずれていく可能性がある。今までずっと付き合ってきたから分かる。どこがどうというのは百も承知で言っている。そのところは考えておかないと、実際に物事を動かすときは違ってきてしまう。

鈴木会長：國分委員のおっしゃることは大事なことで、1回目からずっと強調されている話だと思うので、そのところは庁内に今返してもらっていると思うが、それに対して委員会として提案できるのだとすると、10計画等への反映で、文言で入れるとか、吉井委員のおっ

しゃっていたようなプロジェクトチームのようなものを作ってそこで検討してもらおうとか、提案できると思う。10には(1)から(4)までであるが、まだ足した方がいいものなどあれば伺いたい。財政上の措置は、意見をいただいて皆さんうなずいていたので、入れなくてもいいという庁内の意見に対して入れるべきだという意見は、大体総意がとれている。

石川委員：10 計画等への反映の(3)までは反対はないが、(4)の計画の評価について、どういう部門・組織が調整してどのようにやるのかがやはり分からない。一般の会社の場合は、基本的なルール・計画が出たときは、資料4にあるように、それぞれが色々な計画をやっているものを何とかこじつけでもいいから結び付けようとする。そうすると、みんなやっているということになってしまう。それをきちんと見極めるものがないと、条例に書いてもそれだけで終わってしまうのではないか。そこがすごく気になっている。

鈴木会長：具体的に、どういうものが入ればということが提案としてあるか。

石川委員：具体的にできるかどうか分からないが、条例を進める上での必要な組織、評価部門を設置して、評価するものとするなどだと思う。こういった具体的なものがないと、(4)はこれで終わってしまう。体制とか評価の仕組みを作るという記載がないと、せっかく(4)を書いても意味がない。

榎原委員：私も評価の部分が気になっていて、資料4を基本施策に合わせた形で分類がされていて、その組織のものが全部出てきているのだと思うが、実際組織としてこれを対応するときは、基本施策はどの組織も該当しているはずである。自分たちも支援者としてこの施策を見たときに、全部やるべきことだし、関わっていくと思うので、本来的には、すべての要素がすべての組織にあると思う。そういうときに、その組織にある一つ一つの計画にまずあることが必要だと思う。この条文の中の「検討する」という表現のように、やるかやらないか分からない状態ではなく、必ずやる、その中でないものはないが、何かしら好転するということにつながる言葉であればいいと思う。

國分委員：この問題は、前から言っているように、実際色々ところで計画を立てる。そのときに、今の人を入れていって、新たに計画を見直せばいい。そうするとどうなるかと言うと、計画を作ったときは、毎年状況推進報告書をつくる。子どもでも高齢者でも障害者でもそうだが、毎年作る。ただ作り途中のものをどう評価していくのかという問題がある。全体をやっている行政評価委員が実際に事業仕分けみたいなものを今でもやっている。ここでは各項目が全て入っている。そうすると、この金はこういうものであるからこういう形で使ってくださいという風に評価する。市民が評価をしている。私も以前委員をやったが、効率的にお金が使われているのかという評価はここでやっている。そのときに共生の問題が出てくれば、その側面で評価できるかもしれない。

小泉委員：総合計画審議会の委員になっているが、その計画の基本理念に「共生」のキーワードが出ていて、それが鎌倉市の骨子にある。この共生の理念はどこから出るのかと國分委員と同じように思っていた。各委員会でも個別にやっている中で「共生」の理念がどこから出ていくのか考えると、この委員会だと思う。だから逆に、社会的障壁という言葉では

なくありのままがいい、共生社会は誰もが考える共生・共創の社会だということを、訴えなければいけないと思ってこの委員会に入っている。

國分委員：第4期基本計画の共生の視点はこちらに合わせると言っている。基本計画に入れ込まれることは前から言っている。ただし、基本計画は結局能書きであり、実施計画を作るときには、委員は参画しないと言われた。審議会にはかけないとのことである。だから、職員の皆さんが共通の認識を持っていないといけないと言っている。実施計画を作るのは職員だからである。

小泉委員：実際、それぞれの課での共生の意識は多様にあるのか。

國分委員：障害者の計画は、国の言っている計画に基づいて作っている。高齢者もそうである。

だからそれと一緒に考えなければいけない。

鈴木会長：國分委員の意見は、10の中で考えてもらう提案でどうか。

椎名委員：全体を整理すると、今日の議論の背景にあるのは、庁内の指摘からもあったし、委員会の指摘からもあった、共生社会の実現と手段論としての社会的障壁の除去という2つの関係性を整理したことによって、できあがっている条文案が前と異なっているので理解がしづらいということが今日の議論の根底にあると思う。あくまでもありのままでもいい、そのために邪魔になるものを社会的障壁として取り除いていく。このときに、2の目的規定を整理し直して、委員会からの意見を反映させたら一番いいと思う。また、基本理念が次にあると思うが、前回の資料と大きく変わっていることが気になっていて、前回資料の柱書を見ると確かに社会的障壁を取り除くことが共生社会の実現だと読めるような書き方にはなっている。他方で、(1)から(4)を見ると、今回の理念よりも比較的好いことを言っている気がするので、これは何とか活かさないかと思う。7と8の関係性については、皆さんも意見をおっしゃっているので、何とか整理できないかと考えていたが、共生社会実現のためというものと、その手段論としての社会的障壁の除去があって、逆に言うと、社会的障壁を除去する以外の手段は何があるのかということだと思う。ネガティブなものの除去とポジティブを推進するという2つの話があって、その分け方がよいのではないか。よりポジティブに前に進めていく話と、現状ネガティブに感じている人に対してそれを除去していく、この2つの場合分けなのではないかと思う。7と8はおそらくそういう関係性になっていると思うが、それが読み取りづらい。書き振りを変えればもう少しきれいに整理できるのではないか。

石崎委員：前文は、夢と言うと違うかもしれないが、みんなが普通に描けるような世界観を表すことが必須なのではないか。7と8の議論に絞り込まれていたが、社会的障壁という言葉は鋭い言葉なので、フォーカスされて過ぎてしまっていることもあると思う。一方でベースとしては、障害というものを医学モデルでなく社会モデルで捉えることが大きなベースとしてあるので、そのときには、社会的障壁を表す言葉で代表できる言葉だということも明確にあるので、一長一短あると思う。池田委員からマイノリティ、マジョリティという話も出たが、それも軸によってあるときはマジョリティ、あるときはマイノリティと変わ

るものである。軸を絞り込むのは難しいと思うが、私自身が委員会に参加して思っているのは、条例制定後は、市民全員できるだけ多くの人に読んでもらいたいし、理解してもらいたいと思う。だから、障害を実際感じている方だけではなくて、サポートする人とか、感じていない人にも理解してもらう必要があると思う。そこで社会モデルとなっていくので、そのことをどう理解してもらう端緒とするのかをずっと考えている。条例で全て解決できるわけではないが、条例にこめられている必要がある。細かい条文ごとの調整を図らなければいけないことは多々あると思うが、趣旨としては、いくつか論点があった中で言うと、前文が非常に重要となる。ここが劇的なものでないと、誰も関心を持たないと思うので、どう書くかは非常に重要である。

菊谷委員：私も前文は非常に大事だと思う。前文は高らかにきれいに謳いあげて構わないと思う。言う内容は、先ほど星山委員がおっしゃったように、少数派への理解のされにくさ、これにフォーカスして、共生社会の実現を目指す条例を作ったとはっきり言えればいいと思う。少数派への理解のされにくさにフォーカスするやり方に、皆さんのおっしゃったように、積極的な面と資料1の7ページ4行目の「違い」を知った上で「そのまま違いを残す」視点もあるのではないかと思う。現状をほったらかしにする意味ではなく、違いを知った上で、また、違いを認めるからこそ、違う状況である他者を互いに尊重して共存する、つまり、それを取り除く必要がある異端としてではなく、個性として捉えていく、との考え方である。」とあるが、この方が言うように表現が難しいとは思いますが、このような視点も非常に大事だと思う。

事務局（内藤）：7と8の基本的施策の形にした背景を説明して、事務局として迷っている部分も共有したい。前回からの変更内容に違和感があるとの意見をいただいたが、8の社会的障壁の解消の内容自体は今までの議論を受けて早い段階から盛り込んできたもので、この部分はある程度整理されてきたと思っている。7の共生社会実現のための基本的施策は、社会的障壁があってもなくても、共生社会はみんなでも共有して描いていくべきもので、その描いているだろう共生社会をどうやったら実現できるのか。その実現には3つ柱があると考えた。1つ目が自分らしさの尊重、2つ目が社会参画、3つ目が支え合いである。この3つをもって、共生社会は成り立つのではないかと考えた。ただし、それらを基本的施策にすると考えたときに、具体的に何を書き込めるかということ、なかなか難しいこともあり、(1)から(4)まで書いた。7の基本的施策が現在の条案になっている経緯としては、このようなことである。心のバリアをとる、また、共生社会への意識を醸成することについて、次のふたつのアプローチがある。共生社会を実現するには意識の醸成は必要である。一方で社会的障壁として、心のバリアがあったときに、それをとるためにも意識の醸成も必要である。両方の意識の醸成がプラスとマイナスが必要ではないかと考え、くどいようだが載せた。おそらく、このくどい部分に引っかかったり、大きいものと小さいものが混ざっていたりすることに違和感があるのだろうとは議論を聞いて思った。例えば、これは少し具体的過ぎるのではとか、あるいは、ここをもう少し強調して書けばよいのではないかと

か、7 共生社会実現のための基本的施策の中では1つだけ書いたらいいのではないかとか、7と8を成立させるためのご意見があれば伺いたい。

鈴木会長：事務局から提案があったがどうか。椎名委員がまとめたところと小泉委員が言ったこととリンクしていると思うが。

小泉委員：私は、変えてもらえるのであれば、共生社会実現のための目標として、そのために意識を変えていこうなどとすれば分かりやすいと思う。

吉井委員：今おっしゃっていた自分らしさの尊重と社会参画と支え合いについて、主語が誰なのかよく分からない。市民なのか、そうだとすると、池田委員がいるので聞いてみたいが、望まれているのか。市民全体が支援するのか、あるいは支援を要求されているのか、参画を願っているのか。尊重を誰がするのかということが条例のポイントだと思う。市民だったら分かるが、逆の立場の人にしたら施してみたいなことなのか、前に権利という言葉も出たので、そういうニュアンスかとも思った。

事務局（内藤）：基本的施策という言葉で見出しをつけると、施策をするのは市である。主語は市になる。しかし、実際にどうしていくかという話をすると、おっしゃるとおり市がやるだけにはならないと思う。

吉井委員：権利としてこうあるべきというニュアンスなのか、市民の責務・役割としてやるということなのか。その部分が分かりにくい。

事務局（内藤）：市がやるということでは入れている。

鈴木会長：その意味では、途中で主語が変わっていたりもするので、行政構成か権利構成か整理する必要があると思う。

石川委員：事務局からの説明で段々分かってきたことは、7は、基本理念そのもので、先ほど言っていた感覚はこの部分で、7は基本理念とある意味一緒である。なので、基本理念できちんと謳えば、極端に言うとも7はいらなくて、8をマイナス的な書き方でなくて、ポジティブな面も含めてやっていくということであれば、私にはしっくりくる。

事務局（内藤）：今の話は、従来どおり8の基本的施策のみを基本的施策とする意見である。これが「共生社会実現のための施策」というタイトルであれば市民が共感を持ちやすいということは分かるが、この4つの施策だけが共生社会実現のための施策なのかと言われると、断言できるか分からない。少なくとも社会的障壁をとるということは言っているが、共生社会実現のための基本的施策として社会的障壁の解消のみを規定することでよいのか。

榊原委員：施策という言葉をおこなう中で使った方がいいのか。先ほどから目標とか方針とか計画とか何のためにかが不明瞭な言葉が出てきていて、私も組織論の中ではオブジェクティブという言葉を使っているが、具体的目標というものが本来施策には該当するのではないか。プランではなく、具体的な取組でもなく、具体的な目標だと思っているが、条例の中では施策という表現の方がいいのか。そうすると主語が変わったりする。

鈴木会長：それも含めて、事務局の提案は事務局の提案なので、それを基本に議論してきていて、それをまとめると、前文があるかないかでいうと、前文は入れるということ。前文は高ら

かにあってほしいという意見もあった。なぜこの条例が必要なのかを説明する必要がある
ので、前文を入れるというところは皆さんで話げできた。目的規定は、椎名委員が提起さ
れているように、全体との関係で言うと、もう少し入れ込んだほうがいいという話もあり、
立ち位置を磨く必要はある。次に、施策を入れなければいけないのかという点についてだ
が、入れなければいけない義務はないが、通常の条例の形に定義、基本理念、基本施策を
入れるというのは一つのパターンとしてある。ただ、どの程度の基本理念にするのか、ど
の程度の基本的施策にするのかというのは、単なる理念条例であれば、具体的なものは何
もない。また、基本的施策といいながらある程度具体的なものを入れているものもあれば、
具体的といいながら具体的でないものもある。それは、この条例の中でのレベル感をどう
作るかという話だと思う。その意味では、私たちが議論してきた4.基本理念について、前
の方がいいという意見もあるので、もう1回整理し直した方がいいと思う。ただ、一人一
人を尊重するということと社会参画の機会確保と支え合いを柱とすると、それは入ってい
て、石川委員が言うように、施策と同じなのであれば不要であるし、その部分を整理する
必要がある。もう少し言葉を変えて具体的なものが入ってくれば、ポジティブな面とマイ
ナスの除去、つまり弊害をなくしていくことや差別を解消していくことは、双方入れた方
がいいということもある。7にプラス面があつて、8がマイナス面とすれば、イメージ的
には分かりやすいという話もあった。このように整理していくと、言葉が動いていくので、
7の中は、理念だけでなくもう少しポジティブ要素を入れる、例えば石崎委員が言ってい
たITなどの新しい技術の話も、場合によっては、ここに入るかもしれないし、そうでは
なくて、8でありのまままで苦しんでいて、困難に向き合っている、マジョリティの視点か
ら色々な差別を受けているとすると、8のところではマイナスの除去ということも必要だ
ということである。除去という言葉が適切かどうかは議論があるが、このような取組につ
いて書いていく。それは具体的手法という言葉かもしれないし、基本的施策の2番目かもし
れない。作りこみとしてはポジティブ要素とマイナス要素への対応ということで、目的・
理念を少し施策に落としたものと、さらなる具体的な手法というイメージの中で整理して
いく形になるかと思う。そうすれば、今までの議論を踏まえた形式にはなるかと思う。
また、災害等への対応については、庁内意見から拾うと、自助・共助を強調した方がいい
と書かれていて、条文案に書かれている。私個人の意見としては、国の流れで公助だけ
はどうもならないと考えられていることは分かるが、共生条例の中で、自助・共助を強調
するというような、庁内の意見にそのまま乗っていいのかということ委員会としての問
題提起はしたい。次回なりメールなりで意見をいただければと思う。福祉避難所なども専
門としているが、平時からどうするのか。自助・共助を強調するということは、それがで
きない中で、公助がしないでどうするのかという話で、家の中で歩けないとか、真備町の
事件もあったが、他にも家庭が機能していないところなど、自助・共助ができるのかとい
うこともある。条例案は、新しく庁内の意見を入れ込んでいるが、問題提起はしたい。
10の計画への反映、評価については、今までたくさん意見があった中で、計画との関係も

あったが、國分委員がおっしゃったように、条例、最高法規として作るわけで、その後の計画などに入れ込んでもらわないといけない話だから、そこのフックとなるものは残しておくという話である。また、評価の部分が主に議論されたが、「評価するものとする」という言葉はかなり強いので、努力でなくきちんと評価するという形になってはいる。後は、吉井委員から検討チームの話もあったが、その文言を入れるのかという話もあるが、評価はやるという案になっているので、この部分は、それなりの担保はされているのではないかと思って聞いていた。ただ、議論には出ていなかったが、(2)の「個別の行政計画や事業計画の中で検討するものとする。」というところで、逆に私としてはこの部分が引っかかって、計画・条例で直ちに入れ込まないものについても、条例を作ったのであれば個別の事業でもやらなければいけない。「中で検討する」で弱まってしまったので、文言の整理をしてほしいと思う。賛同していただいている方もいると思う。

また、11の施行日、付則の部分で、國分委員からもあったように、技術的に施行期日からということになっているが、準備行為なども規定できる。条例制定の前からも準備を兼ねてやっていくということもできるので、法規的には、そういう文言を入れることもできる。条例を作る前に体制を整えてやれということは、そのとおりであるが、私が他の自治体で見てきた中では、逆にそれは難しく、条例で理念を作ってその後規則を作ったり要綱を作ったりプロジェクトチームを作ってそこで確実にやるということを条例に入れ込んでおくことで、より具体化していくということは、ある意味、通常の法規的な作りではある。ただ、それだけではいけないということはずっとおっしゃっていることだと思うので、施行期日や経過規定などで委員会としてより強く、作ってからだけではなく、検討している段階から準備をして、庁内調整もしていくという規定の仕方もあるとは思っているので、問題提起はしたい。皆さんからの意見をまとめたのと、議論がなかった部分を踏まえて問題提起させてもらった。他にぜひこれは、というものがあればお願いしたい。

菊谷委員：災害時への対応に自助・共助を入れるのは、共生条例をみんなでこの文言で考えている中では、方向性が違うと思うので、賛成できない。誤解を恐れずに言ってしまうと、実際の災害のときの避難所の報告などを見ると、自助・共助は、多数派の考える理念に基づいて避難所等の運営がなされている現状を変えていかなければならないと考えている中で、重要性を強調するのは方向性が違うと思う。

鈴木会長：委員会でこのような意見があったということで、財政の部分とか、教育の部分や災害部署にバックしてもらいたい。

椎名委員：今の話に補足で、恐らく防災一般論について、自助・共助があつての公助だということについて、異論はないと思う。今回はあくまでも共生条例を作って、共生社会を達成するにあたり、災害時のことをどう考えるかという話なので、自助・共助が大事なのはよく分かるが、共生社会をどう実現するか文脈の中では違うのではないかという返し方をした方がいいと思う。

事務局（鷲尾）：その部分は、皆さんのお叱りを受けるかもしれないが、条例は条例なので、書か

れている以上は、防災の部分でどこまで責任を負わされるかということ、行政として感じている。それとは別に(2)で、意見に配慮しているつもりではあって、自助・共助の重要性の認識について皆さんがどう考えるかは別として、個に応じた合理的配慮について、平常時から、要援護者が実際に何か起きたときに、具体的にどのように逃げればよいのかというところを、突き詰めて言えば一人一人の個別計画を作って備え付けることについて検討するとも言っている、踏み込んでいっているとは思っている。

國分委員：確かに踏み込んでいっていると思う。個々の個別計画といったが、内閣府はすでにそれを言っている。小さい町とかではやり始めている。本当にできるのかと思うが。作り始めたら大変なことである。ただ、一応内閣府は言っているから、関係者は作らなければいけない。これは自治会にしても、何にしてもその視点は入れなければいけない。そこに入っているのだからそのとおりだと思う。

事務局（鷺尾）：ただ、バックして自助のことも大事だということだけではなくて、個々のことも考えたつくりにはしているということは一言伝えたかった。

鈴木会長：事務局からはそのような説明であるが、委員会としては、これもいらないのではないかという意見である。災害時における自助・共助の重要性の認識は、カットしても文章は通じるので、それで合理的配慮もありではないかという投げ返しである。

菊谷委員：11月から12月でパブコメ実施とあるが、どういうスケジュールか。

鈴木会長：それも含めて事務局から説明をお願いしたい。

事務局（鷺尾）：スケジュールについては、資料1の10ページのとおり。本日もらった意見は、メールベースで報告し、意見をもらう。パブコメについては、資料2のフォーマットで、もらった意見で修正したものについて、一か月間市民意見をもらう手続きをする。それと同時に、庁内や庁外の関係者からの意見も募集したいと思う。また、庁内の意識啓発の取組も同時並行で実施する。1月の委員会では、それまでの意見をまとめて、提案する予定である。それが議会に提案する形にほぼなるものと想定しており、次回委員会までの間はメールのやりとりで考えている。

榊原委員：実際にこの条例を使って共生社会を作るといふ活動をしていくときに、対応する相手は、当事者であったり、その家族であったり、一般の事業者である。こういうものができたので、こういうことをやっていくということを説明する上で、条例の言葉を平易にして、中高生でも分かるようになるのか、それとも条例の言葉は法律用語をしっかりとった上で、解説書を大人向け、子ども向けと作って出すような計画はあるのか。それを先に知っておきたいのと、パブコメの段階で、それが表現されていないといけないと思う。使って何ぼの条例なので、できましたと打ち上げてもしようがない。当事者が、これで何か起きる、共生社会に入っている、参加できるということを実感できなければ意味がない。そこは、パブコメまでには絶対作っていないといけない。

國分委員：榊原委員の意見に賛成である。パブコメは一般の人全員を対象にしている、我々がここで議論している内容を全部知っているなどとんでもない。まずほとんど分からない

中に出てくる。極端に言えば、民生委員もほとんど分からない。だから、非常に詳細な説明があった上でパブコメをやらないと、何にコメントをつければいいのかということになりかねない。

事務局（鷺尾）：パブコメにかけるのは、基本的に資料2のスタイルを想定している。今後修正はしていくが、枠内が条文になっていく部分であって、「説明」とある部分が内容の説明やどういうことを想定しているかというものになっている。中学生が読む用にということは、今のところ想定していなかった。

榊原委員：在宅用の医療機器を読む人は、大人の中でも学がある人である。少なくともその人でも分かるように書かれたものでなければいけない。文面を読む対象者を理解した上で、資料を作るべきだと思う。

鈴木会長：確かにそのようなパブコメができたらいと思う。一方で、通常のパブコメは条文などで実施している。行政の制度的なパブコメは、分かりやすくしたつもりが実は違うとなると後で問題になるので、基本的な骨子の段階で出したり、条文の形で出したりする。この委員会としては、それだと分かりづらいから、もう少し分かりやすくしたらよいのではないかという提案をしたという形ではいかがか。

事務局（内藤）：先般から、分かりやすい、分かりにくいということが必ずついてまわる条例で、それには具体的な説明が必要で、具体的なであれば分かりやすいという話もあった。会長がおっしゃったように、パブコメにはスタイルがあって、それで出すと事務局では現時点で捉えている。それとは別に、条例ができたあと、皆さんの生活にどのように役に立つのか、優しい言葉で広報に努めていきたい。

國分委員：なぜパブコメの時点で細かい説明があるのかというと、共生条例は何も決めていないので、言葉の解釈によっては何でも言える。だから、その部分を細かく解説しておかないと、話が広がってしまう。意見が膨大に出てきて、委員会で議論しようとしても、整理のしようがない。それがあるので、分かりやすい説明が必要である。

榊原委員：委員会の中ですらこのように色々な意見が出るのに、それぞれの立場でそれぞれの思いが出てきたときに、その結果をどうするかという場をここで持とうと思ったら、とてもじゃないけどできない。出てきた意見がここに反映されて、概念を理解してもらった上で評価についての結果を集計しないと、どうにもならないと思う。

鈴木会長：この委員会でどこまで言えるかということもあるが、皆さんの意見に分かりやすさを求めていることがある一方で、誰がそれを作るのかとか、議論がある中でそれがまとめたものになるのかとか、それが本当に条文の趣旨を反映しているものなのかとか、なかなか難しいとも思う。

小泉委員：条例の評価・検証という意味では、一般の人がどう理解するかは必要だと思うが、今お二人がおっしゃったように、すごく偏ったりもする。学校の運営などの意見でも、勝手に言ってくるようなものもある。例えば、当事者でなくても、学校関係の人や企業の人に限定的に聞くということも必要だし、一方で全体に聞くということもできる。結果報告と

あるが、どういう風にこれを咀嚼してこの委員会で反映していくのかということ、おっしゃるとおりだと思う。さらに広がってしまう。分かりやすくいいという結果が出れば一番いいと思うが、そのあたりを慎重にしないといけないし、パブコメの意味としては、市の手続きとして必要なものではあるだろうが、リスクはあるので、評価の仕方についても説明して欲しい。

國分委員：ただでさえ共生と言えば各人の立場で色々な意見が出てくるから、これが一気に吹き出てきたら、まとめようがないと思う。

椎名委員：パブコメにかける時期というのが11月から12月とあるが、具体的にパブコメにかける案は、資料2を改良した上でかけるのだと思うが、パブコメにかける案は事前に我々に送ってもらえるのか。

事務局（鷲尾）：事前に送る。

椎名委員：気持ち的には榊原委員の意見に賛同するが、ポンチ絵1枚くらいで一緒にパブコメにかけるなどでどうか。事務方の作業量などもあり、スケジュールもあると思うので、何をどの程度どうすればよいかということを見ると、その程度が現実的で、一般の人にも理解されやすくはなるのではないか。役所の作るポンチ絵が本当に分かりやすいかどうかはあるが。

國分委員：小泉委員の言うやり方もあると思う。

鈴木会長：主旨としては、行政過程の透明性などを見せるというものなので、きれいに形を作って出すというよりは、こういうような形だということそのまま出して意見を聞く方が主旨ではある。例えばLGBTの条例を作るとしてパブコメをしたとしても、ヘイトみたいなものもくる。ひどいとも思うが、制度として、反対意見も全然条例と違うような意見も、意見の機会としてみんな出してもらい、そしてそれに対して回答する。回答の仕方をどうするかはあるけれども、最初の段階でぐちゃぐちゃな意見が出てしまうから、ある程度きれいなものにするという気持ちも分かるが、そういう制度には、今のところなっていない。皆さんの言っていることもよく分かるし、市民側からしたら分からない条例案が出てきてそれでいいのかということもあるので、難しいところである。

小泉委員：パブコメに答えた人は、この委員会で検証したのかということ必ず聞くとと思う。反映されていなければまったく意味がないので、非常にリスクだと思う。手続きをしたのでよく分かる。

鈴木会長：椎名委員の案に賛成である。

國分委員：パブコメを求めたときに、それに対する回答をしなければならない。

鈴木会長：回答の仕方についての法的な義務がどこまであるかというのは、賛成はしていないが、一般的・包括的な回答の仕方でも違法とはされていない。意見がきて、多数の意見があればそれをまとめて、それに対して一定の見解を示す。「汲む」ところまでされてはいないのが現状である。趣旨に反するということはあるが、一件一件回答していくのが本来ではある。

國分委員：市のパブコメはみんな答えている。

鈴木会長：それは正しいやり方である。どこまで回答していくかという話である。

國分委員：小泉委員の言うとおりで、慎重にやってほしいということを言いたい。一気にやるとまとめるのが大変ということがある。みんなの意見を聞かなければいけないことはいけませんが、質問の内容とか、書いてあることの説明は、丁寧にした方がいい。

星山委員：スウェーデンのストックホルム市に行ったときに、地下鉄に乗っていて、その車両の人全てが駅で降りた光景を見て、何事かと思ったら、電動車いすの人が一人で乗ってこようとしていて、全員手伝おうとしていたことが分かった。ビジネスマンも、赤ちゃんを抱いたお母さんもみんな動いていた。私はこの光景を見たときにすごいなと思って、これが共生社会だと強くイメージで持った。鎌倉であれができるかということだと究極には思う。それには教育だろうと思う。条文で言うと意識の醸成だったりするが、あそこまで市民が言われなくても動くということが、災害時であれ何であれ、条例があるから動くのではなくて、日々あのようなことが大事だと一人一人が意識しているということだと思う。伝え方に関しては色々あるけれども、市民には子どもから高齢の方までいるが、みんなにとって共生社会とは何かを考えるきっかけになったらいいと思うし、自分は助けられる側であって、助ける側にもなるという、立場が変わるかもしれないというメッセージが分かりやすく伝わったらいいと思った。教育の世界で言うと、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進というものが平成 24 年に出ているが、全然進んでいない。こういう話が出ていても、実際に起こっていることは、共生社会ではないことが日々起こっていて、条例ができた後どうするかという話も出ていたが、ここで集まった方々がこれで終わりではなくてアクションを起こしていかなければならないのだということを感じた。

鈴木会長：この話を条例に含められるように、皆さんとがんばりたい。

木山委員：星山委員の話聞いて、私もその意味では当事者なので、よく分かる。私は、以前東京にいたことがあるが、車の運転の仕方が東京と鎌倉では全然違う。鎌倉はとにかく譲ってくれる。狭い道で、車一台くらいしか通れなくても両側通行だったりするのが身につけていて、うまく避けながら行っている。文化としてこの土地で身に付いたものでないかと思っていて、東京だとなかなか入れてくれないし、電車などでも、意識の違いで大分異なる。鎌倉は、物理的な規制があるゆえに、皆さん車の運転になると全然違って、そういうベースがある市なので、期待したいとは思っている。

小泉委員：私がよくテーマにしているのは、東海道線の中の大人たちがやさしいということである。子連れ親子が乗っていて子どもが泣いていても、にこにこして見ている。いつも学生に言うが、東京へ行くとみんなしかめ面して、知らない顔をしているが、みんなににこにこして、鎌倉のまちはすごいという話をしている。共生は、インクルーシブだけでなく、そのままでもいい、泣かせておいていいという雰囲気を作っていくことが大事だと思う。そういう意味では、鎌倉にはいい人たちがいると思っている。欠けているところがたくさん

あるのは分かるが、理解し合って作っていくものだと思う。

榊原委員：私もスウェーデンに行っていて、インクルーシブの意識が育つのに60年かかると聞いた。学んだ人の子どもが実践してできるようになって、雰囲気としてできるようになるためには3世代必要ということだった。土壌ができるには60年くらいかかる。この中で、1番最初の母数が大きくならなければできる環境は小さくなる。最初の理解する人をいかに増やすかということが共生条例で大事なところだと思っている。

鈴木会長：皆さんが話したことが絵になったり、YouTubeとかで語っていくようなものが作られていけば、共生について分かりやすく訴えるものになるのではないか。それでパブコメや、一人一人が考えていく材料になって、共生社会をこのように作っていければという認識にもなると思う。